

守口・門真周辺エリアにおける市街地リノベーション促進検討事業に関する連携協定書

大阪府（以下「甲」という。）、守口市（以下「乙」という。）及び門真市（以下「丙」という。）は、京阪本線の守口市駅周辺から門真市駅周辺までをモデル地区とした市街地リノベーション促進検討事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、関係者の相互連携に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、令和4年12月策定の「大阪のまちづくりグランドデザイン」の京阪都市軸南活性化エリアにおける守口・門真周辺エリアにおいて、更新期を迎えるインフラや駅周辺の各種施設等について、官民が連携して更新を図る市街地リノベーションを促進し、同エリアのまちづくりを進めため、甲、乙及び丙の3者が相互に連携・協力することを目的とする。

（検討項目及び検討体制）

第2条 甲、乙及び丙は、本事業の円滑な推進、連携・協力を図るため、連携会議（以下「本会議」という。）を設置し、次に掲げる項目について検討する。なお、検討項目は本会議での承認を受けて追加等ができるものとする。

- （1）モデル地区を中心とした将来ビジョンの策定に関する事項
- （2）3D都市モデルを用いたまちづくりに関する事項
- （3）シティプロモーション内容に関する事項
- （4）本事業における官民連携体制の構築に関する事項

2 本会議の事務局は、大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課に置く。

3 本会議の運営に必要な事項は、甲、乙及び丙の協議の上、別途定めるものとする。

（役割分担）

第3条 甲は、第2条第1項の検討にあたり「市街地リノベーション促進検討調査業務」（以下「本業務」という。）を実施する。

- 2 甲は、本業務に基づく3D都市モデル整備にあたり、乙及び丙に対し、必要な情報等の提供を依頼するものとし、乙及び丙は、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙及び丙が本業務の結果をまちづくりに係る検討に活用できるよう成果品を提供するものとする。
- 4 乙及び丙は、本業務と連携して、モデル地区を中心としたまちづくりに関する検討、調査を実施する。
- 5 乙及び丙は、提供を受けた成果品について、維持、更新に努めるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2ヵ月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから更新の申し出があった場合には、甲、乙及び丙の合意のもと、1年間更新出来るものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年9月9日

甲 大阪府

大阪府知事 吉村 洋文

乙 守口市

守口市長 濑野 勝一

丙 門真市

門真市長 宮本 一孝